

# 日本の相対的貧困世帯における生活環境の実証分析

タクミインフォメーションテクノロジー 石田 和也  
一橋大学 経済研究所 白川 清美

## 1. はじめに

近年、世界各地で貧困が大きな問題となっている。貧困指標には、絶対的貧困と相対的貧困がある。絶対的貧困とは「最低限の生活水準が維持できない状態」を指し、世界銀行では、1日の所得が1.90米ドル以下（平成27年10月時点）と定義している。これは、年間所得、1年を365日とすると693.5米ドルに相当する。

一方、相対的貧困とは「周囲の生活水準よりも劣悪な状態」を指し、生活そのものには不都合は生じないが、その地域、国における平均的な生活水準が維持できない状態を表す。厚生労働省では、相対的貧困率を「等価可処分所得（※）の中央値の半分の額を下回る者の割合」と定義している。相対的貧困は先進国の貧困の指標として使われており、近年、わが国においても相対的貧困率が上昇していることが報告されている。<sup>1</sup>

（※）等価可処分所得

世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得のこと。

## 2. 方法

相対的貧困世帯の定義：

$$\text{Median} \left( \frac{\text{年間収入} - \text{非消費支出}}{\sqrt{\text{世帯人員}}} \right) \times 0.5$$

本研究では、全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査の匿名データを用いて、わが国における相対的貧困世帯の実態及び、属性別相対的貧困世帯の実証分析を世帯ベースで行う。詳細な分析結果については、報告当日に発表する。

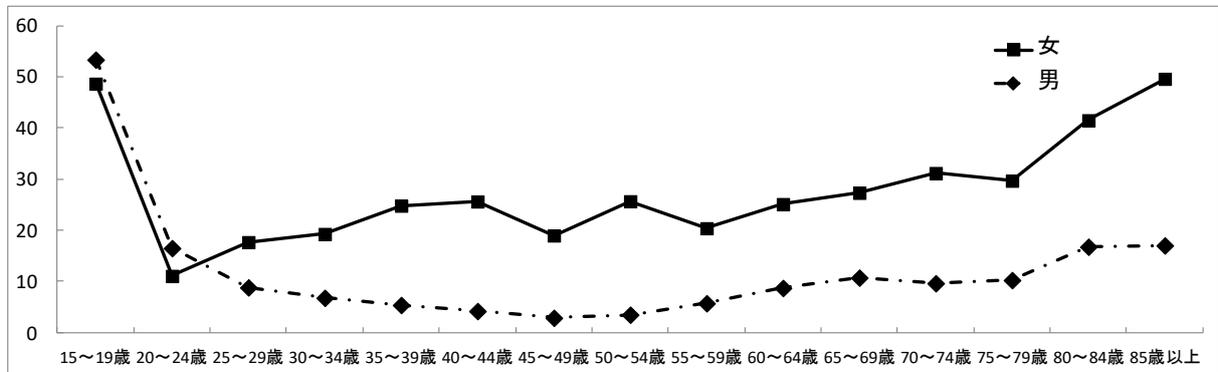


図1 相対貧困率の世帯主性別・世帯主年齢別推移（平成16年全国消費実態調査に基づく）

<sup>1</sup> 内閣府、総務省、厚生労働省「相対的貧困率等に関する調査分析結果について」（平成27年12月18日発表）